

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社が今後の成長と発展をより確実なものとするためにはコーポレート・ガバナンスの充実が経営上の重要な課題であると認識しております。企業の社会的責任を果し、株主、顧客、従業員、地域社会、協力会社を含むステークホルダーからの信頼を得、月島機械グループ全体の企業価値向上を目指します。

(企業理念)

当社は下記の企業理念を定め、経営の拠り所としております。

1. わが社は最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献します
1. わが社は市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供します
1. わが社は創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざします

(ガバナンス体制)

当社は、「取締役会」が取締役の職務執行について全てを掌握し、かつ経営判断とその判断に基づく迅速な執行をすることが必要であると考え、職務の執行にあたる取締役は執行役員を兼務することとし、一方において業務執行の監督および牽制を効果的に実施するため、執行役員を兼務しない「社外取締役」を設けております。取締役の員数は、定款で11名以内と定めており、現状の構成は、9名(うち、社外取締役3名)であります。

社外取締役の選任にあたっては、企業経営に関する見識と経験が豊富である他社役員、役員経験者および専門分野に関する知見を有する有資格者、学識経験者等より当社との特別な利害関係をもたず、独立した立場から意思決定、経営監督ができることを基準としております。

当社は監査役設置会社であり、監査役3名のうち、2名は社外監査役であります。監査役は、取締役会に同席し必要に応じて意見を表明することにより、意思決定の適法性監査、株主の視点に立脚した監督ができる体制にしております。

社外監査役の選任にあたっては、企業活動に関する見識と経験が豊富な他社役員、役員経験者および弁護士、公認会計士等の有資格者、学識経験者あるいはこれに準ずる者より当社との特別な利害関係をもたず、独立した立場から意思決定の監査、経営監督ができることを基準としております。

監査役は内部監査部門と定期的な打ち合わせを行い、内部監査結果の報告を受け、意見の交換を行っております。また、監査役と内部監査部門は会計監査とも連携し、意見の交換を行っております。

なお、業務執行に対する監査機能の強化を目的としてCSR統括室に「内部監査グループ(4名)」を組織し、「内部監査」を実施した上で、その結果を取締役会および監査役会に報告しております。

(企業グループ全体における考え方)

当社は、子会社の経営について、各社の自主性を尊重しつつ、「子会社・関連会社の管理基準」に基づき子会社からの定期的な報告と、重要事項については事前了解をとることを求めています。上記に関して子会社の活動を把握し、適正に指導するために「関連会社統括担当」の取締役を任命しております。また、子会社の職務執行の監督および牽制のため、子会社に取締役・監査役を派遣しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大同生命保険株式会社	2,115,700	4.63
富士電機株式会社	1,944,800	4.26
太陽生命保険株式会社	1,885,000	4.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,476,700	3.23
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,344,232	2.94
株式会社日本製鋼所	1,300,000	2.84
高砂熱学工業株式会社	1,287,800	2.82
CBNY—GOVERNMENT OF NORWAY	1,249,000	2.73
応用地質株式会社	1,172,000	2.56
東洋電機製造株式会社	880,185	1.92

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

上記のほか当社所有の自己株式1,120,065株(2.45%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
寺西正司	他の会社の出身者					△						
重兼壽夫	他の会社の出身者								△			
二村文友	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺西正司	○	寺西氏は株式会社三菱東京UFJ銀行の出身であります。同行は当社グループの主要な借入先であります。当社の借入額は当社総資産の2%未満であり、当社および同行の事業規模に比して僅少であります。	寺西氏は金融機関における長年の経験と財務に関する豊富な知見に基づき、当社グループの経営に関し有益な指摘や助言を行っております。同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であり、当社は同氏を独立役員として指定するものであります。
重兼壽夫	○	重兼氏は富士電機株式会社の出身であります。当社は同社と部品の受託加工、電気品の購入等の取引があります。これらの取引は当社および同社の各売上高の1%未満の取引であり、当社および同社の事業規模に比して僅少であります。	重兼氏は長年にわたる製造業における企業経営の豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営に関し有益な指摘や助言を行っております。同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であり、当社は同氏を独立役員として指定するものであります。
		二村氏は新日鐵住金株式会社出身であります。当社は同社と機器の販売、鋼材の購入等の取引があり、これらの取引	二村氏は長年にわたる製造業における企業経営の豊富な経験と知見を有し、当社グループの経営に関し有益な指摘や助言をいただける

二村文友	○	は当社の売上高の2%未満、同社の売上高の1%未満の取引で、当社および同社の事業規模に比して僅少であります。	ものと判断しております。同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であり、当社は同氏を独立役員として指定するものであります。
------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人より年4回、監査計画、監査結果の報告を受けております。また、会計監査人と適時、実査等を実施し、会計面での協議を行い、監査役が果たす監査業務を遂行しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高石健雄	他の会社の出身者													
尾内正道	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高石健雄	○	—	高石氏は財務および会計に関する高度な専門知識と豊富な知見を有し、透明性の高い公正な経営監視に向け有益な指摘や助言を行っております。同氏は富士電機株式会社出身であり、当社は同社と部品の受託加工、電気品の購入等の取引があり、これらの取引は当社および同社の各売上高の1%未満の取引であり、当社および同社の事業規模に比して僅少であります。また同氏は同社の業務執行から離れて10年を経過しております。同氏は一般

			株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であり、当社は同氏を独立役員として指定するものであります。
尾内正道	○	—	尾内氏は公認会計士および税理士として財務および会計に精通しており、専門的な見地から、監査上貴重な指摘や助言を行っております。上記「役員の属性」にはいずれも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であり、当社は同氏を独立役員として指定するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新**

5 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績管理目標、人材育成等について目標を設定し、その達成状況を評価に反映しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成26年度における当社の取締役および監査役に対する報酬額は以下のとおりです。
 取締役：10名、213百万円
 監査役：3名、39百万円
 注 上記には、当該事業年度に退任した取締役3名が含まれています。
 上記のうち、社外役員（社外取締役、社外監査役）に対する報酬の総額は7名、44百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

（報酬等の内容の決定に関する方針）
 当社の取締役、監査役の報酬等は、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、業績の向上および企業価値の向上へのインセンティブを考慮した報酬体系としております。

（取締役の報酬）
 常勤取締役は各事業年度における業績の向上ならびに、長期的な企業価値の向上に向けて職責を負うことから、その報酬は役位に応じた定額報酬と、業績連動報酬（役員賞与）で構成しております。
 社外取締役は職務執行に対する監督の職責を負うことから、その報酬は賞与を含め定額報酬としております。

（監査役の報酬）
 監査役は職務執行に対する監査の職責を負うことからその報酬は定額報酬としております。

なお、取締役、監査役は定額報酬の一部を役員持株会へ拠出しております。但し、社外取締役および非常勤監査役の役員持株会への拠出は任意としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・取締役会、監査役会の開催の前に、資料事前配布および必要に応じて担当役員より事前説明を実施しております。
- ・社外取締役(社外監査役)の業務執行のため、監査役室の設置、担当秘書を設置し、スケジュール他各種連絡体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(業務執行)

当社および子会社の経営に関する重要事項について、社内規程に基づき、執行役員を兼務する取締役により構成される「経営会議」(原則毎週開催)で審議・承認・報告・了承しております。

また、当社および子会社は、業務の適正を確保するため、中期経営計画、これに基づく年次計画および具体的な目標を設定しております。当社は子会社の当該目標の達成を、四半期毎の「グループ進捗審議会」でレビューすることにより目標達成の確度を高め、業務の効率性を確保しております。

(会計監査)

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は佐藤賢治、林映男および尾上友之の3名であり井上監査法人に所属しております。また、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士2名であります。

なお、当社および当社子会社が支払うべき監査報酬は27百万円であり、それ以外の業務に対する報酬はありません。

(コンプライアンス)

当社はコンプライアンスの強化にも取り組んでおり、「月島機械グループ企業行動基準」を定め、当社および子会社の役職員全員が遵守すべきものとしております。また、企業行動基準を具体化するために、各種「社内規程」(例えば、個人情報保護基本規程、営業秘密等管理規程、独占禁止法遵守プログラム、インサイダー取引防止規程等)にその詳細を定めております。これらの規程の実効性を担保するために「企業倫理担当」の取締役を任命し、「CSR統括室」を組織し、また、「企業倫理ヘルプライン」を設け、法令、定款に適合しない行為の未然防止、早期発見に努め、社外の弁護士を「企業倫理ヘルプライン」の受信者側の一人として任命しております。

(リスク管理)

当社は、当社および子会社の損失の危険の管理を行うため、「月島機械グループリスクマネジメント規程」を定め、有事に際しては取締役により構成される「危機管理委員会」が、子会社を統括して危機管理にあたります。危機管理委員会はその常設機関として総務部門等関連部門より構成される「危機管理委員会事務局」を設置し、危機管理に必要な活動を行います。

平時においてはCSR統括室にてリスク分析やリスク関連情報の収集、管理を行い、必要に応じ経営に報告いたします。

(株主総会の特別決議要件)

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため株主総会の特別決議要件について、「議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。」旨を定款に定めております。

(取締役選任の決議要件)

当社は、取締役の選任決議について、「議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」旨および「累積投票によらないものとする。」旨を定款に定めております。

(取締役および監査役の責任減免)

会社法426条第1項の規定に基づき取締役会の決議により、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任について、「法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。」旨を定款に定めております。これは、職務遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

(剰余金の配当等の決定機関)

当社は、機動的な配当政策、および資本政策の遂行を図るため、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。」旨を定款に定めております。

また、当社は、剰余金の配当の基準日について、「期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日、その他は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

なお、取締役の任期は1年とし、事業年度における経営責任をより明確にしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は執行役員を兼務する取締役6名、および執行役員を兼務しない社外取締役3名より構成しております。執行役員との兼務は、経営判断とそれに基づく迅速な執行を図り、また執行役員を兼務しない社外取締役の設置は、業務執行の監督および牽制機能を効果的に実施するためです。

当社は監査役設置会社であり、監査役3名のうち2名が社外監査役です。監査役は、取締役会に出席し必要に応じて意見を述べ、意思決定の適法性と株主の視点に立脚した監督ができる体制としております。

従いまして、現状の体制は、内外投資家に対してもコーポレートガバナンス機能を十分に果たせる体制であると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月10日(招集通知発送)→平成27年6月26日(定時株主総会開催)
その他	東京証券取引所および当社HP公開への招集通知のデータ公開は6月9日

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期決算発表後及び期末決算発表後に説明会を開催し、説明会資料をホームページに掲載しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	掲載情報:IRニュース、業績の推移[連結]、財務情報、決算短信、有価証券報告書等、決算説明会等資料、株主通信、アニュアルレポート、インベスターズガイド、株主メモ、株主の状況、株主総会招集通知・株主総会報告書・株主総会決議通知、配当情報・株主優待、IRカレンダー、電子広告	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部に設置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営の拠り所としている「企業理念」(1-1ご参照)を明記した「月島機械グループ企業行動基準」(平成18年4月改定)をグループの全役職員に配布し、啓蒙しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR統括室を設置し、企業理念達成のための内部統制システムを強化するとともに、災害(地震、台風等)地域の復旧に対する支援、地域の防犯、防災、安全活動への協力、公共施設への寄付、研究機関・大学等への資金提供等をおこなっています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、当社および子会社の内部統制システムの整備に関する基本方針を会社法の規定する「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に基づき、平成27年4月23日の取締役会において、次のとおり決議しております。

（内部統制システムの整備に関する基本方針）

月島機械は、当社および子会社のすべてにわたる業務の適正を確保するために、次の体制を徹底いたします。

1. 当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、当社および子会社において「企業理念」を定める。また当社は「月島機械グループ企業行動基準」を定め、当社および子会社の役職員全員が遵守する。

（当社企業理念）

1. わが社は最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献します

1. わが社は市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供します

1. わが社は創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざします

(2) 当社は、当社の「取締役会」が、取締役の職務執行についてすべてを掌握し、かつ経営判断とその判断に基づく迅速な執行をすることが必要であると考え、職務の執行にあたる取締役は執行役員を兼務することとし、一方において業務執行の監督および牽制を効果的に実施するため、執行役員を兼務しない「社外取締役」を設ける。

(3) 当社は、当社および子会社の経営に関する重要事項について、社内規程に基づき、執行役員を兼務する取締役により構成される「経営会議」

（原則毎週開催）で審議・承認・報告・了承する。なお、当該付議事項の内、職務権限規程において取締役会付議事項とされたものおよび当社または子会社の経営に重大な影響を与える事項については、取締役会で審議・承認・報告・了承する。

(4) 当社および子会社は、経営会議および取締役会での決定に基づく業務執行に際し、業務分掌、権限規程等に基づき、責任者、業務執行手続きを明確化する。

(5) 当社および子会社は、企業行動基準を具体化するために、各種「社内規程」（例えば、個人情報保護基本規程、営業秘密等管理規程、独占禁止法遵守プログラム、インサイダー取引防止規程等）にその詳細を定める。

(6) 当社は、これらの規程の実効性を担保するために「企業倫理担当」の取締役を任命し、「CSR統括室」を組織し、また、「企業倫理ヘルプライン」を設け、法令、定款に適合しない行為の未然防止、早期発見に努め、社外の弁護士を「企業倫理ヘルプライン」の受信者側の一人として任命する。

(7) 当社および子会社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、企業行動基準の中に反社会的勢力への対応に関する当社の基本姿勢および社員の心構えとなすべき事項について規定し、これに基づいて、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。

(8) 以上の実施状況を検証するため、CSR統括室は規程に基づき「内部監査」を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報を「文書管理規程」に基づき、保存、管理し、取締役および監査役が、これらの文書等を常時閲覧できる体制をとる。

(2) これらの情報は、電磁的記録または文書により最短で10年間保存しており、今後も必要に応じて記録方法の見直しを図る。

(3) これらの情報のセキュリティを高め事件や事故の発生を防止するために、「情報セキュリティ基本規程」および「情報セキュリティ対策基準」に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社および子会社の損失の危険の管理を行うため、「月島機械グループリスクマネジメント規程」を定め、有事に際しては取締役により構成される「危機管理委員会」が、子会社を統括して危機管理にあたる。危機管理委員会はその常設機関として総務部門等関連部門より構成される「危機管理委員会事務局」を設置し、危機管理に必要な活動を行う。平時においてはCSR統括室にてリスク分析やリスク関連情報の収集、管理を行い、必要に応じ経営に報告する。

(2) 大規模災害等、当社および子会社の経営全般に重大な影響を与える事態が発生した場合は、当社社長を本部長とする「対策本部」を組織し、損害、影響等を最小限にする体制を立ち上げ、その対応にあたる。

(3) 当社および子会社は、「各種マニュアル」（例えば、防災ハンドブック、地震防災マニュアル、緊急事態連絡マニュアル等）に危機対応の詳細を定め、緊急時における迅速な対応を図る。

4. 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、当社および子会社の中期経営計画およびこれに基づく年次計画を定め、各事業本部、部門の具体的な目標を設定し、これらを毎月レビューすることにより目標達成の確度を高め業務の効率性を確保する。

(2) 当社および子会社は、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程により各役職の職務と権限を明確にし、職務執行を分担する。

5. 財務報告に係る内部統制の評価および監査を確保するための体制

当社は、金融商品取引法により平成20年4月1日に開始された事業年度から適用されている「財務報告に係る内部統制の経営者による評価および公認会計士等による監査」に対応し、当社および連結子会社の社内体制を整え社外専門家のアドバイスを得て、金融商品取引法および関連するガイドラインに従って、全社的レベルと主要業務プロセスレベルにおける内部統制の整備状況を把握し、有効性の評価を行い、不備がある場合はこれを是正し、内部統制報告書を作成して監査人による監査を受ける。

6. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社および子会社は、業務の適正を確保するため、中期経営計画、これに基づく年次計画および具体的な目標を設定する。当社は子会社の当該目標の達成を、四半期毎の「グループ進捗審議会」でレビューすることにより目標達成の確度を高め、業務の効率性を確保する。

(2) 当社は、子会社の経営について、各社の自主性を尊重しつつ、「子会社・関連会社の管理基準」に基づき子会社からの定期的な報告と、重要事項については事前了解をとることを求める。上記に関して子会社の活動を把握し、適正に指導するために「関連会社統括担当」の取締役を任命する。

(3) 当社は、子会社の業務の適正を確保する体制を作る。具体的には、子会社において「コンプライアンス責任者」の任命、「企業倫理ヘルプライン」の設置、「月島機械グループ企業行動基準」遵守の指導等を行わせ、当社CSR統括室を中心としたコンプライアンス体制を構築する。

(4) 上記に加え、子会社に「取締役・監査役」を派遣する。また、当社CSR統括室による「内部監査」を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役からの補助者に関する要請があれば、当該使用人の人事および取締役からの独立性に関して、取締役と監査役との間で事前協議を行い、監査役を補助する使用人を配置する体制を整える。

8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は監査役の指揮命令のもと、取締役の指揮命令から独立して補助業務にあたる。

9. 当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の監査役がその職務執行において必要な情報は「取締役および使用人が監査役に報告すべき事項」として定め、監査役に必要な情報を報告する。さらに、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会を確保し、また監査役に対する定期報告および重要書類を回付する体制を整える。

(2) 当社の監査役は、当社の代表取締役社長、監査法人と定期的に「意見交換会」を開催する。

(3) 当社および子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(4) 当社CSR統括室は、当社および子会社の内部監査、コンプライアンス、企業倫理ヘルプラインによる内部通報等の状況について定期的に当社の監査役に報告を行う。

10. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨、当社および子会社の役職員に周知する。

11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役が職務の執行について生ずる費用等を処理するために、毎年、一定額の予算を設ける。また、一定額の予算を超えて当社の監査役が当社に対し費用の前払等の請求を行った場合は、審議の上、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の監査役は、監査役監査として、不祥事を事前に防止し、違法、リスク管理、内部統制等業務監査に力点を置いた監査を実施する。

(2) 当社の監査役会は、当社の取締役会への牽制と独立性を保つため、企業活動に関する見識と経験が豊富な他社役員、役員経験者および弁護士、公認会計士等の有資格者、学識経験者あるいはこれに準ずる者から社外監査役を起用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社および子会社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、企業行動基準の中に反社会的勢力への対応に関する当社の基本姿勢および社員の心構えとなすべき事項について規定し、これに基づいて、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「ほとんど輸入であった諸産業の機械装置を国産し、製糖産業を出発点として、化学工業、金属精錬等の興隆に奉仕する」という創業の精神の下、1905年の創業以来、乾燥、ろ過、蒸留、分離、焼却といった単位操作技術に基づく産業機械や環境装置を設計、製造してまいりました。また、自社の製品やプロセスを核としたプラントの設計、建設といったエンジニアリングを手がけ、さらには、建設したプラントのメンテナンスや維持管理、運転管理等を請け負う等、総合的な技術ソリューションをお客様に提供することで、「かけがえのない地球環境を守り、豊かな社会の礎になる諸産業に寄与する」ことを実践してまいりました。

当社は、企業が継続して発展していくには、お客様、従業員、取引先および株主等のステークホルダーとの良好な関係等を維持し発展させ、技術を基盤として中長期的な視点に立って経営することが、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることに繋がるものと認識しております。

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに当社株式の大規模な買付けを行う大規模買付行為であっても、企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、当該大規模買付行為に応じるかどうかは、最終的に、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものか否かを適切に把握した株主の皆様が判断に委ねられるべきものと考えております。

もっとも、当社株主の皆様が、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものか否かを適切に把握し、当該大規模買付行為に応じるか否かを判断するには、大規模買付者から十分な情報提供がなされ、さらには、現に当社の経営を担っている当社取締役会から当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価、意見等を含めた十分な情報が提供されることが必要であると考えております。

そこで当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が当社株主の皆様に必要に応じて代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するために、必要な手続きを定めることとし、当該大規模買付行為を行う者が当該手続きを遵守しない場合および遵守した場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、企業価値および株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための取組みが必要不可欠であると判断いたします。

2. 基本方針を実現するための取組み

当社は、「最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献する」、「市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供する」、「創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざす」ことを企業理念として定めております。当社はこの企業理念の下、工場での製造技術を基盤とし単位操作技術を駆使した機械、装置の開発から設計、製造を行い、プロセス開発を手がけ、それら機械や装置、プロセスを核にしたプラントエンジニアリングを行い、さらには、そのメンテナンスや維持管理、運転管理をお客様に提供し、産業の発展と環境保全に寄与することで社会貢献を果たしております。これらの当社および当社グループが提供する一連のサービスは、開発・設計・調達・製造・建設・アフターサービスといった当社および当社グループのバリューチェーンによって成せるものであり、このバリューチェーンを有することが当社の強みであり、特徴であると認識しております。

当社は、当社の主たる事業領域を、上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学、鉄鋼、食品等の産業用設備を主要マーケットとする産業事業の2つとして捉えており、「環境・エネルギー分野への注力」と「海外ビジネスの拡大」、「全社的なコストダウンの推進」を基本方針とした中期経営計画（平成25年4月～平成28年3月までの3ヶ年）を策定し、事業活動を展開しております。

本中期経営計画では、水環境事業においては、上下水道施設の改築更新需要を受注に結びつけるべく、汚泥処理技術と創エネルギー、省エネルギー技術とを組み合わせた総合的な差別化技術をもって営業活動を展開してまいります。また、社会インフラである上下水道施設のPFI、DBO事業や包括O&M業務などライフサイクルビジネスの営業活動を継続するとともに、民設民営方式による下水処理場での消化ガス発電事業への取組みを推進することで安定収益事業への展開を進めてまいります。

一方、産業事業においては、各種産業分野における高効率な生産プラント設備および単体機器の営業活動とともに、廃液や排ガス等の廃棄物処理設備の営業活動を強化してまいります。

なお、本中期経営計画における具体的な施策は次のとおりです。

〔環境・エネルギー分野への注力〕

（水環境事業）

- ・各種汚泥処理設備における更新需要の取込み
- ・汚泥燃料化システムの拡販および安定的な事業運営の推進
- ・次世代型汚泥焼却システム「過給式流動燃焼システム」の拡販（産業事業）
- ・大型乾燥機の適用範囲の拡大
- ・海水法排煙脱硫システムの拡販
- ・固形焼却設備、廃液燃焼システムの拡販

〔海外ビジネスの拡大〕

（水環境事業）

- ・アジア地域における上下水道インフラ案件の開拓（産業事業）
- ・当社単体機器を活用したEPCビジネスの推進
- ・新興国および資源国における環境対策プラントの拡販

〔全社的なコストダウンの推進〕

- ・設計、調達、製造、建設等一連のバリューチェーンにおけるコストダウンの推進
- ・アジア地域における当社協力企業への設計、調達、製造委託の推進
- ・プロジェクト遂行体制強化による「総合エンジニアリング力の向上」
- ・総原価率と販管費比率の低減および遊休資産の有効活用の推進

〔研究開発の強化〕

（水環境事業）

- ・汚泥脱水機をはじめとした各種単体機器のブラッシュアップ

- ・汚泥燃料化システム、過給式流動燃焼システムにおける更なる差別化の推進（産業事業）
- ・低品位炭乾燥技術の開発
- ・二次電池材料製造技術の開発

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
当社は、上記1. に記載した会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下、「本プラン」といいます。）を株主総会における承認を得て導入いたしております。

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われる際に大規模買付者が遵守すべき手続きを設定するものであり、当該手続きとは、
(1) 事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、(2) 取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、対抗措置の発動要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的な判断の介入する余地を可及的に排除しております。また、対抗措置の発動等、当社取締役会が大規模買付者の提案を評価、検討するに際しては、当社取締役会の恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の公正性、合理性ならびに客観性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者委員会を設置し、その勧告を最大限に尊重することとしており、当社の企業価値、株主共同の利益の確保に適うような運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、本プランの概要は、平成26年4月24日付「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」として公表しており、このプレスリリース全文については、当社ホームページ（http://www.tsk-g.co.jp/up_pdf/201404241424.pdf）をご参照願います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 社内体制

当社は、業務分掌によりその所管部署が明確化されており、各部署において適切に業務を遂行し、重要な事項については取締役会等へ適時報告する体制を整備しております。また、当社グループの内部統制システムの強化を図るため、CSR統括室を設置し、リスク管理・法令遵守・情報の信頼性の確保に努めております。

2. 会社情報の開示

(1) 適時開示規則に該当する会社情報は、原則として取締役会決議の上、開示することとしております。

(2) 会社情報の開示にあたっては、東京証券取引所の適時開示情報伝達システムより開示し、遅滞なく東京証券取引所内記者クラブ「兜俱樂部」を通じて報道機関へ発表するとともに、その他法令・諸規則の定める開示手続きを行っております。

